

松山市勤労者福祉サービスセンター
会員管理システム再構築事業業務委託
落札者決定基準

1. 総則

本資料は、松山市勤労者福祉サービスセンター会員管理システム構築業務委託を総合評価落札方式による一般競争入札にて実施するにあたり、評価方法を示すものである。

2. 落札者の決定方法

落札者の決定は、提案内容等を評価し、価格評価点と技術評価点を加算した総合評価点の最も高い提案者を落札者とする。

3. 総合評価の方法

(1) 総合評価点の算定は、次のとおりとする。

総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

(2) 総合評価点の配点は、次のとおりとする。

・価格評価点 90点

・技術評価点 310点

※参考見積書の配点（210点）は、技術評価点に含む。

(3) 価格評価点の算定方法

①入札価格は、開発・導入に関わる委託料とする。

②入札価格が予定価格の110分の100を超えた場合は、入札を無効とする。

③価格評価点は、次の計算式により算定する。ただし、小数点以下は切り捨てる。

$$\text{価格評価点} = 90 \times \left[1 - \frac{(\text{入札価格} \times 1.10)}{\text{予定価格}} \right]$$

(4) 技術評価点の算定方法

①技術評価点は、入札参加資格者が提出した提案書、業務機能要件書、参考見積書を、評価基準書【資料3別紙1】に基づいて評価した点数の合計とする。

②提案書の評価は、本件の総合評価委員会の各委員の合計点の平均とする。ただし、小数点以下は切り捨てる。

③提案書、業務機能要件書、参考見積書の提出がない場合、または参考見積価格が基準価格を超えた場合は、失格とする。

④(5)の評価手法により評価する。

⑤業務機能要件書における区分が必須の項目（必須の欄に◎あるいは※のついた項目）において、1つでも対応不可（対応の可否が×）となっている場合は、失格とする。

⑥参考見積書（専用端末使用料、ソフトウェア利用料及び保守費）の評価点は、(5)の計算式により算定する。ただし、小数点以下は切り捨てる。

（５）技術評価採点基準の評価方法

<評価手法①>

- ・ 提案書の記述内容により、下記のとおり４段階評価とする。
- ・ ４段階の目安は次のとおりとし、本市で想定している一般的な提案は１点とする。

【評価の目安】

非常に優れている	５点
優れている	３点
普通（本市で想定する一般的な提案）	１点
劣っている	０点

<評価手法②>

- ・ 業務機能要件書をもとに、次の計算式により算定する。
技術評価点＝ $35 \times (\text{区分が※で対応が○の項目数}) \div (\text{区分が※の総項目数})$
－ $1 \times (\text{区分が◎で対応可否が△の項目数})$

【区分の種類】

- ◎：必須（標準対応が原則。改修で対応する場合はマイナス評価）
- ※：必須（改修も可）

【対応可否の種類】

- ：標準で対応
- △：改修で対応
- ×：対応不可
- ・ 区分が◎の項目で対応の可否が×の場合は、失格とする。
- ・ 区分が※の項目で対応の可否が×の場合は、失格とする。
- ・ 技術評価点の合計がマイナスとなった場合は０点とする。

<評価手法③>

- ・ 見積書に記述された賃貸借料をもとに、次の計算式により算定する。
- ・ 基準価格は入札説明書に記述している。

$$\text{評価点} = 210 \times \left[1 - \frac{\text{参考見積価格}}{\text{基準価格}} \right]$$